



頑張る地域の 新たな取り組みを 応援します

「頑張る地域支援補助金」募集のお知らせ

で、同一事業の次年度継続事業は、審査会を省略します)を経て、村の認定した村の団体などに補助する制度です。次の募集要領に沿って申請してください。

■補助対象事業

村基本計画に定める4つの柱に沿うもので、次の要件を満たす事業

(1)「豊かな自然と共生する環境

のむらづくり」

(2)「地域の特性を生かした活力

あるむらづくり」

(3)「元気でいきいきした思いや

りあるむらづくり」

(4)「人・地域・文化を育む交流

のむらづくり」

①事業実施内容が法令などに違反しないこと。

②事業実施内容が地域活性化や

村づくりに寄与する事業であること(特定の営利団体や個人

の収益を目的としない事業であること)。

③政治的、宗教的活動と認められない事業。

④主体的な事業である。

⑤国・県・村などの公的機関からの助成(団体活動助成金等

も原則含む)を受けていない事業。

⑥年度内に完了する事業である

こと。

⑦新たに取り組む事業であること。ただし、次の場合は3年

を限度として交付を認めるものとする。

ア各年度に実施する事業が、明確に区分されているものであ

って、特別に継続が必要と認められるもの

イ事業開始から定着するまでに、期間を要すると判断される事業であると認められるもの

⑧団体などの従前からの経常的活動経費でないこと。

こと。

⑦新たに取り組む事業であること。ただし、次の場合は3年

を限度として交付を認めるものとする。

ア各年度に実施する事業が、明確に区分されているものであ

って、特別に継続が必要と認められるもの

イ事業開始から定着するまでに、期間を要すると判断される事業であると認められるもの

⑧団体などの従前からの経常的活動経費でないこと。

①村民10人以上の会員を有すること。

②村内に事務所を設置していること。

③団体の定款、規約などを有すること。

④補助対象となる事業を着実に実施できる事務および組織体制があること。

⑤宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

⑥特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、

反対することを目的とした団

体でないこと。

⑦暴力団でないことまたは暴力

団もしくは暴力団員の統制下

にある団体でないこと。

①申請団体会員への謝金など

②申請団体の懇親会など経費

③用地取得経費

④申請団体の維持管理などの経常的な経費

⑤食糧費

⑥申請団体の維持管理などの経常的な経費

⑦食糧費

⑧申請団体の維持管理などの経常的な経費

⑨食糧費

⑩申請団体の維持管理などの経常的な経費

⑪食糧費

⑫申請団体の維持管理などの経常的な経費

⑬食糧費

⑭申請団体の維持管理などの経常的な経費

⑮食糧費

⑯申請団体の維持管理などの経常的な経費

■補助金の期間および限度額

・1年目 補助対象経費の9割以内の額(90万円を上限)

・2年目 対象経費の8割以内の額(80万円を上限)

・3年目 対象経費の7割以内の額(70万円を上限)

・4年目以降10年目まで 対象経費の7割以内の額(60万円を上限)として交付する。

①申請団体会員への謝金など

②申請団体の懇親会など経費

③用地取得経費

④申請団体の維持管理などの経常的な経費

⑤食糧費

⑥申請団体の維持管理などの経常的な経費

⑦食糧費

⑧申請団体の維持管理などの経常的な経費

⑨食糧費

⑩申請団体の維持管理などの経常的な経費

⑪食糧費

⑫申請団体の維持管理などの経常的な経費

⑬食糧費

⑭申請団体の維持管理などの経常的な経費

⑮食糧費

⑯申請団体の維持管理などの経常的な経費

⑰食糧費

⑱申請団体の維持管理などの経常的な経費

⑲食糧費

⑳申請団体の維持管理などの経常的な経費

㉑食糧費

〈問い合わせ〉

役場 企画観光課企画係

TEL(67)2230



第3回白川水源駅祭



第4回南阿蘇・庭めぐり